

平成 2 7 年

第 5 回日向市議会(定例会)議案

8 月 2 8 日

日 向 市

も く ろ く

議案第58号	教育委員会委員の任命について	1
議案第59号	公平委員会委員の選任について	2
議案第60号	人権擁護委員候補者の推薦について	3
議案第61号	人権擁護委員候補者の推薦について	4
議案第62号	人権擁護委員候補者の推薦について	5
議案第63号	日向市市民バス条例の一部を改正する条例	6
議案第64号	日向市個人情報保護条例等の一部を改正する条例	9
議案第65号	日向市手数料条例の一部を改正する条例	19
議案第66号	日向市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第67号	字の区域及び名称の変更について	24
議案第68号	財産の取得について	25
議案第69号	財産の処分について	26
議案第70号	財産の処分について	27
議案第71号	和解及び損害賠償の額の決定について	28
議案第72号	平成27年度日向市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第73号	平成27年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第74号	平成27年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定） 補正予算（第1号）	別冊

教育委員会委員の任命について

日向市教育委員会委員に次の者を任命したい。

氏 名	生年月日	住 所
岡 田 基 継	昭和 年 月 日	日向市鶴町

平成27年8月28日 提出

日向市長 黒 木 健 二

公平委員会委員の選任について

日向市公平委員会委員に次の者を選任したい。

氏 名	生年月日	住 所
寺 原 正	昭和 年 月 日	日向市東郷町坪谷

平成27年8月28日 提出

日向市長 黒 木 健 二

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏 名	生年月日	住 所
日 高 利 夫	昭和 年 月 日	日向市迎洋園

平成27年8月28日 提出

日向市長 黒 木 健 二

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏 名	生年月日	住 所
木 村 朝 美	昭和 年 月 日	日向市東郷町山陰丙

平成27年8月28日 提出

日向市長 黒 木 健 二

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏 名	生年月日	住 所
矢 野 続	昭和 年 月 日	日向市東郷町坪谷

平成27年8月28日 提出

日向市長 黒 木 健 二

日向市民バス条例の一部を改正する条例

日向市民バス条例（平成 20 年日向市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
1 市街地の運行路線		1 市街地の運行路線	
運行路線名	起点	主な経由地	終点
ロククタウン日向櫛の山 団地線	日向市駅東 口	江良町 伊勢ヶ浜 公園通	日向市駅東 口
ロククタウン日向幡浦線	日向市駅東 口	江良町 塩田 永江町	日向市駅東 口
[略]		[略]	
2・3 [略]		2・3 [略]	
		4 南部地区と市街地間の運行路線	
運行路線名	起点	主な経由地	終点
美々津日向市駅線	高松	寺迫 美々津 幸脇 平岩 財光寺 日向市駅東口	高松
別表第 2（第 5 条関係）		別表第 2（第 5 条関係）	
種別	使用料	種別	使用料
普通利用	1 回の利用につき 200 円。ただし、市街地の運行路線においては、乗換乗車券の発行を受けた者が当日	普通利用	市街地、東郷地区及び南部地区の運行路線においては、1 回の利用につき 200 円。南部地区と市街地間

に他路線に乗り換える場合には無料とする。	
回数乗車券	100円券11枚つづりにつき1,000円 200円券11枚つづりにつき2,000円
[略]	
一日乗車券（発行を受けた者が発行日に限り 市民バスのすべての運行路線について、不特定回数乗車券）	1 日の利用につき500円

備考

- 1 1歳以上小学生以下の小児の普通利用、定期乗車券及び一日乗車券（以下「普通利用等」という。）による使用料についてはこの表に規定する使用料の2分の1の額とし、1歳未満の小児の普通利用等による使用料については無料とする。ただし、乗客（小学生以上の者に限る。）に伴われる1歳以上小学校就学前の小児の普通利用等による使用料については、当該乗客1人につき2人までを無料とする。
- 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示した場合の普通利用等による使用料については、この表に規定する使用料の2分の1の額とし、これらの者を介助する者の普通利用等による使用料については無料とする。

の運行路線においては、最初の12キロメートル未満を200円とし、以後4キロメートルごとに50円を加算した額（乗換割引券の発行を受けた者が当日に他路線に乗り換える場合には当該乗換割引券に記載されている金額について使用料の割引を行う。）	
回数乗車券	100円券11枚つづりにつき1,000円 200円券11枚つづりにつき2,000円 50円券11枚つづりにつき500円
[略]	
一日乗車券（発行を受けた者が発行日に限り、南部地区と市街地間の運行路線を除く市民バスの運行路線について、不特定回数乗車券）	1 日の利用につき500円

備考

- 1 1歳以上小学生以下の小児の普通利用、定期乗車券及び一日乗車券（以下「普通利用等」という。）による使用料についてはこの表に規定する使用料の2分の1の額とし、1歳未満の小児の普通利用等による使用料については無料とする。ただし、乗客（小学生以上の者に限る。）に伴われる1歳以上小学校就学前の小児の普通利用等による使用料については、当該乗客1人につき2人までを無料とする。
- 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示した場合の普通利用等による使用料については、この表に規定する使用料の2分の1の額とし、これらの者を介助する者の普通利用等による使用料については無料とする。

3 使用料の額に10円未満の端数金額がある場合は、これを10円に切り上げる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年8月28日 提出
日向市長 黒 木 健 二

日向市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(日向市情報公開条例の一部改正)

第1条 日向市情報公開条例(平成12年日向市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、第5条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) [略] (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～ウ [略] エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年	(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、第5条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) [略] (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～ウ [略] エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第26

法律第261号) 第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人 (地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員及び職員をいう。) である場合 である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名で、開示することにより当該公務員等又はその家族 はその家族の生命、身体、健康又は生活の保護に支障が生ずるおそれ のないもの。	1号) 第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員及び職員をいう。) である場合 において、当該情報とその職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名で、開示することにより当該公務員等又はその家族 の生命、身体、健康又は生活の保護に支障が生ずるおそれのないもの。
(3)～(7) [略]	(3)～(7) [略]

(日向市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 日向市個人情報保護条例(平成18年日向市条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 2 この条例において「実施機関の職員」とは、実施機関に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第3条第2項に規定する一般職の職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第43条の規定により教育委員会がその職務について監督権限を有する者を含む。) 及び地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の職員をいう。 3 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) をいう。	(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 2 この条例において「実施機関の職員」とは、実施機関に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第3条第2項に規定する一般職の職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第43条の規定により教育委員会がその職務について監督権限を有する者を含む。) 及び地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の職員をいう。 3 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することとができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとができることとなるものを含む。) をいう。

- 4 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（日向日向市情報公開条例（平成12年日向日向市条例第46号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。
- 7 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第11号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）

- 4 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（日向日向市情報公開条例（平成12年日向日向市条例第46号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。
- 7 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 9 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第11号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）

及び事業を営む個人をいう。

(利用及び提供の制限)

第11条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報（当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

2～4 [略]

及び事業を営む個人をいう。

(利用及び提供の制限)

第11条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

2～4 [略]

(保有特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために、保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、その利用目的以外の目的のために、保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用することができる。ただし、保有特定個人情報をその利用目的以外の目的のために当該実施機関の内部において利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りではない。

(特定個人情報の提供の制限)

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第14条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第14条 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

措置を講ずることを求めるものとする。

(開示請求権)

第19条 [略]

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第21条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ [略]

オ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条

(開示請求権)

第19条 [略]

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下この節から第3節までにおいて同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第21条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 開示請求者（第19条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第29条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ [略]

オ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条

第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名で、開示することにより当該公務員又はその家族の生命、身体、健康又は生活の保護に支障が生ずるおそれのないもの

(3)～(9) [略]

(事案の移送)

第28条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報^{が他の実施機関から提供されたものであるとき}その他の実施機関において開示決定等をするときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に^{対し、事案を移送することができる}。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者^{に対し、事案を移送した旨を書面により通知しない}。

2・3 [略]

(法令等による開示の実施との調整)

第32条 実施機関は、法令等又は規則その他の規程の規定により、開示請求者^{に対し開示請求に係る保有個人情報}が第30条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合）^{あつては、当該期間内に限る。}）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等又は規則その他の規程の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名で、開示することにより当該公務員又はその家族の生命、身体、健康又は生活の保護に支障が生ずるおそれのないもの

(3)～(9) [略]

(事案の移送)

第28条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報^{（情報提供等記録を除く。）}が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示決定等をするときにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に^{対し、事案を移送することができる}。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者^{に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない}。

2・3 [略]

(法令等による開示の実施との調整)

第32条 実施機関は、法令等又は規則その他の規程の規定により、開示請求者^{に対し開示請求に係る保有個人情報}（保有特定個人情報^{を除く。}）以下この項において同じ。）が第30条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合）^{あつては、当該期間内に限る。}）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等又は規則その他の規程の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 [略]

(費用の負担)

第33条 [略]

(事案の移送)

第40条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報第28条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 [略]

(個人情報の提供先への通知)

第41条 実施機関は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第42条 何人も、自己を本人とする保有個人情報第42条第1項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報

2 [略]

(費用の負担)

第33条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該保有特定個人情報の写しの交付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(事案の移送)

第40条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第28条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 [略]

(個人情報の提供先への通知)

第41条 実施機関は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第42条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
ただし、当該保有個人情報利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条第1項及び第2項並びに第9条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき又は第13条の規定に違反して実施機関以外のものとの間で通信回線により電子計算機を結合し、提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2・3 [略]

第3条 日向市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後
(定義)		(定義)
第2条 [略]		第2条 [略]
2～7 [略]		2～7 [略]
		8 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された個人情報をいう。

は、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条第1項及び第2項並びに第9条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第11条第1項及び第2項若しくは第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第11条第1項及び第2項若しくは第11条の3の規定に違反して提供されているとき又は第13条の規定に違反して実施機関以外のものとの間で通信回線により電子計算機を結合し、提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2・3 [略]

<u>8・9</u> [略] (保有特定個人情報の利用の制限) 第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために、保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。 2 [略] (特定個人情報の提供の制限) 第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。 (利用停止請求権) 第42条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するとき、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) [略] (2) 第11条第1項及び第2項若しくは第11条の3の規定に違反して提供されているとき又は第13条の規定に違反して実施機関以外のものとの間で通信回線により電子計算機を結合し、提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止 2・3 [略]	<u>9・10</u> [略] (保有特定個人情報の利用の制限) 第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用してはならない。 2 [略] (情報提供等記録の利用の制限) 第11条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために、情報提供等記録を当該実施機関の内部において利用してはならない。 (特定個人情報の提供の制限) 第11条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。 (利用停止請求権) 第42条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するとき、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) [略] (2) 第11条第1項及び第2項若しくは第11条の4の規定に違反して提供されているとき又は第13条の規定に違反して実施機関以外のものとの間で通信回線により電子計算機を結合し、提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止 2・3 [略]
---	--

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条及び第 2 条中第 21 条第 2 号オの改正規定 公布の日

(2) 第 2 条中第 28 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 41 条及び第 42 条第 1 項各号列記以外の部分の改正規定並びに第 3 条 番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

平成 27 年 8 月 28 日 提出

日向市長 黒 木 健 二

日向市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 日向市手数料条例（平成12年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 4（第 2 条関係）					別表第 4（第 2 条関係）				
種類	区分	単 位	金額	備考	種類	区分	単 位	金額	備考
[略]					[略]				
2 住民票等に関する証明の交付又は閲覧の手数料	[略]				2 住民票等に関する証明の交付又は閲覧の手数料	[略]			
					3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード	個人番号の通知カードの再交付	1枚	500円	

		変更により返納した 場合又は国外転 出により返納した 場合の再交付を除 く。)に関する事 務の手数料			
3~11	[略]	4~12	[略]		

第2条 日向市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第4 (第2条関係)				別表第4 (第2条関係)			
種類	区分	単 位	金額	種類	区分	単 位	金額
[略]				[略]			
2 住民票等に関する証明の交付又は身元・住所に関する証明閲覧の手数料	[略]			2 住民票等に関する証明の交付又は身元・住所に関する証明閲覧の手数料	[略]		
	1 通	1	300 円		1 通	1	300 円
	住民基本台帳カード交付	1 枚	500 円				
住民基本台帳カード再交付	1 枚	1	500 円	3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	個人番号カードの再交付	1 枚	800 円

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなつた場合、個人番号若しくは住民票コード		1 枚	500 円	
4 番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなつた場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）に関する事務の手續料	個人番号の通知カードの再交付	1 枚	500 円	

変更により返納した 場合又は国外転 出により返納した 場合の再交付を除 く。) に関する事 務の手数料				数料
4～12 [略]				5～13 [略]

附 則

(施行期日)

- この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は平成28年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成27年12月31日までに申請のあった第2条の規定による改正前の日向市手数料条例別表第4の2の項に規定する住民基本台帳カード交付又は住民基本台帳カード再交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請のあった事務に係る手数料についての前項の規定の適用については、郵便物又は同条第3項に規定する信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は同項に規定する信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその申請があったものとみなす。

平成27年8月28日 提出
日向市長 黒 木 健 二

日向市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日向市子ども医療費の助成に関する条例（平成25年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 (2)～(6) [略]	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 (2)～(6) [略]

23

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の日向市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付に係る医療費について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費については、なお従前の例による。

平成27年8月28日 提出
日向市長 黒 木 健 二

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、日向市の字の区域及び名称を下記のとおり変更し、平成 28 年 4 月 11 日から施行するものとする。

記

変 更 前			変 更 後		
市町村名	大字名	小字名	市町村名	大字名	小字名
日向市	東郷町八重原迫野内	沢潟 白浜口 下内谷 後口迫 上野原 八重原 中島 上ノ水流 荒内 河原 上鹿瀬 下鹿瀬 谷内原 上細亦 下細亦 桑水流 岡見野 地内前 原ヶ迫 鷺ノ巣 長野 山下吐	日向市	東郷町八重原	沢潟 白浜口 下内谷 後口迫 上野原 八重原 中島 上ノ水流 荒内
				東郷町迫野内	河原 上鹿瀬 下鹿瀬 谷内原 上細亦 下細亦 桑水流 岡見野 地内前 原ヶ迫 鷺ノ巣 長野 山下吐

平成 27 年 8 月 28 日 提出

日向市長 黒 木 健 二

財産の取得について

次のとおり、財産を取得する。

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 物件の所在地 | 日向市本町7992番13 |
| 2 土地の面積 | 5,034.09㎡ |
| 3 買収の目的 | 公共施設の用に供する予定のため |
| 4 買収予定価格 | 123,200,000円 |
| 5 買収の相手方 | 宮崎県
知事 河野 俊嗣 |

平成27年8月28日 提出

日向市長 黒 木 健 二

財産の処分について

次のとおり、土地を処分する。

1 土地の所在及び種別

土地の所在	地番	種別	地目	地積 (㎡)
日向市船場町	1 番 1	土地	雑種地	28,553.84

2 売却予定価格 143,705,000円

3 売却の相手方 日向市船場町1番1
八興運輸 株式会社
代表取締役社長 三輪 純司

平成27年8月28日 提出

日向市長 黒 木 健 二

財産の処分について

次のとおり、土地を処分する。

1. 土地の所在及び種別

土地の所在	地番	種別	地目	地積 (㎡)
日向市船場町	1 番 1 7	土地	雑種地	3, 2 3 7. 5 0

2 売却予定価格 2 3, 1 3 1, 0 0 0 円

3 売却の相手方 日向市船場町1番地1
株式会社 オオタエンジニアリング
代表取締役 太田 隆

平成27年8月28日 提出

日向市長 黒 木 健 二

和解及び損害賠償の額の決定について

次の事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を求める。

1. 事故の概要

平成26年9月8日、日向郵便局北側道路から国道10号に進入しようとして発進した際に、追い越し車線側から走行車線側に進行してきた車両の左側後方に衝突した。この事故により人身に被害を負わせたもの。

2 損害賠償の相手方

住 所 (記載省略)

氏 名 (記載省略)

3 損害賠償の額 1,322,799円

4 示談条項

第1条 甲（日向市）及び乙（損害賠償の相手方）は、本件事故における乙の人身損害額（治療費、通院費、休業損害、慰謝料）は、1,322,799円であることを相互に確認する。

第2条 甲は、上記乙の人身損害額のうち治療費として518,609円を医療機関へ支払い、その他の損害賠償額として804,190円を乙に対して支払うものとする。

第3条 上記示談条項以外、甲乙間には本件事故による債権債務の存在しないことを確認し、和解する。

第4条 本示談書は、本件事故における損害賠償額の決定に係る日向市議会の承認議決があったときに、その効力を生じる。

上記の示談成立において、今後本件事故による乙の人身損害に関する損害賠償は一切解決済みとし、双方共、裁判上又は裁判外において、一切異議または請求の申し立てをしないことを誓約する。

平成27年8月28日 提出

日向市長 黒 木 健 二